

## 別紙第 2

# 勸 告

本委員会は、別紙第 1 で報告してきたとおり、本県の状況や本年の人事院勧告の内容等を総合的に勘案し、次の事項を実現することが必要であると考え、そのための所要の措置を講ずることを勧告する。

### 1 管理職手当について

特別調整額表に定める管理職手当は、職務の級における最高の号給の給料月額 $100$ 分の $25$ を超えてはならないこと。

### 2 扶養手当について

配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額（職員に扶養親族でない配偶者がある場合又は職員に配偶者がいない場合の 1 人に係る手当の月額を除く。）を各 1 人につき $6,000$ 円とすること。

### 3 実施時期について

この改定は、平成 $19$ 年 4 月 1 日から実施すること。